



うめ

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日
23日・天皇誕生日 24日・振替休日

- 国 税 / 令和6年分所得税の確定申告
2月16日～3月17日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月17日
- 国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
2月28日
- 国 税 / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 2月28日
- 国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 2月28日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	.

地方税 / 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付
市町村の条例で定める日



e-Tax機能の充実化 昨年より、e-TaxのWEB型ソフト「WEB版」と「SP版」が、「e-Taxソフト (WEB版)」に統一され利用しやすくなっています。また、マイページから確認できる情報の拡充や、スマホ用電子証明書に対応しマイナンバーカードを読み取らなくてもスマホ申告が可能になるなど、機能の充実化が進められています。

スタートアップ企業 で働く者等への 労働基準法の適用



日本国内では、令和4年11月を「スタートアップ創出元年」と銘打ち、スタートアップを生み育てるシステムを創出するため、各種政策が推進されているところだ。スタートアップは、新規に起業するケースだけではなく、第二創業として、既存事業とは異なる新事業・新分野に進出する際にも活用され、社会課題解決・社会貢献の担い手としても注目されています。

今回は、令和6年9月30日に発出された通達（基発0930第3号）「スタートアップ企業で働く者や新技術・新商品の研究開発に従事する労働者への労働

基準法の適用に関する解釈について」を基に、運用上で気をつけておきたい点をお伝えします。

1 スタートアップ企業で働く者の取扱い

スタートアップ(注)は、創業当初のため管理監督・機密事務・研究開発を行う者と、その他の事務を行う者の業務範囲が曖昧であることから、前述の通達により労働基準法の適用についての解釈が示されました。

(注) スタートアップは次のように定義され、育成に向けた取組が進められています（経済産業省）。

- ① 一般に、以下のような企業をいう。
 - ア 新しい企業であって、イ 新しい技術やビジネスモデル（イノベーション）を有し、ウ 急成長を目指す企業
- ② スタートアップの意義
 - ・ 経済成長のドライバー。将来の所得や財政を支える新たな担い手。
 - ・ 雇用創出にも大きな役割。

・ 新たな社会課題を解決する主体としても重要。

(1) 労働者への該当性

労働基準法上の労働者に該当するかどうかは、契約の形式や名称にかかわらず、使用従属性の有無等によって判断されます。具体的には、次のこと等を判断要素として、個々の働き方の実態を勘案し、総合的に判断されます。

- ① 「指揮監督下の労働」であること
 - ア 仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諸否の自由の有無
 - イ 業務遂行上の指揮監督の有無
 - ウ 勤務場所や勤務時間の拘束性の有無
 - エ 労務提供の代替性の有無
- ② 報酬の労務対償性

例えば、役員は一般的には労働基準法上の労働者に該当しませんが、取締役就任の経緯、法令上の業務執行権限の有無、取締役としての業務執行の有無、前述の労働者該当性の判断要素などを踏まえて、当該者が労働基準法上の労働者であると判断されること

た裁判例（京都地判平27・7・31）等があることに留意する必要があります。

また、明示的に役員と判断できる役割がない者であっても、次の①および②のような実態があり、労働者該当性の判断要素に照らして、使用従属性が認められない者については、労働基準法上の労働者に該当しないと考えられます。

- ① 組織において特定の部門に在籍せず、職位（職務の内容と権限等に応じた地位）等も与えられていないために、業務遂行上の指揮監督・指示系統に属していない
 - ② 創業時のメンバーなどで、明確な役割分担もなく、創業者と一体となって事業の立ち上げの主戦力として経営に参画する

ただし、各種要素を総合的にみて、前述の裁判例のように労働者と判断されることもありま
- (2) 管理監督者への該当性
- 管理監督者は労働時間や休憩・休日に関する労働基準法の規制が適用されませんので、役

職者等について、管理監督者に該当するかどうかを判断することも重要です。

例えば、スタートアップ企業の労働者のうち、次の①から③の者であつて、定期給与である基本給、役付手当等においてその地位にふさわしい待遇がなされていたり、ボーナス等の一時金の支給率、その算定基礎賃金等についても役付者以外の一般労働者に比し優遇措置が講じられていているものは、「一般的には管理監督者の範囲に含めて差し支えないものと考えられる。」とされています。

① 取締役等役員を兼務する者
② 部長等で経営者に直属する組織の長

③ ①及び②と当該企業内において同格以上に位置づけられている者であつて、経営上の重要事項に関する企画立案等の業務を担当するもの

一方、役職上は部長等に該当する場合であっても、経営や人事に関する重要な権限を持っていない、実際には出社・退社時刻を自らの裁量的な判断で決定できない、給与や一時金の面に

において管理監督者にふさわしい待遇を受けていないといった場合には、管理監督者には該当しないと考えられ、また、スタートアップ企業に支社や支店がある場合にあっては、当該支社や支店の部長等は前記②には該当しないと考えられていますがいずれにしても、実態に即して判断することとなります。

(3) 機密の事務を取り扱う者への該当性

「機密の事務を取り扱う者」は、秘書その他職務が経営者又は監督若しくは管理の地位にある者の活動と一体不可分であつて、厳格な労働時間管理になじまない者をいいます。

スタートアップ企業の労働者も、このような実態が認められる者については、「機密の事務を取り扱う者」に該当し得ることとなり、管理監督者と同様に、労働時間や休憩・休日に関する労働基準法の規制の適用が除外されます。

(4) 専門業務型裁量労働制の適用

スタートアップ企業の労働者のうち、例えば、次の業務を行

う者については、一定の要件を満たす場合に専門業務型裁量労働制の適用が可能であると考えられます。

・ 新商品又は新技術の研究開発の業務

・ 事業運営において情報処理システムの活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務（いわゆるシステムコンサルタントの業務）

なお、裁量労働制は制度改正があり、令和6年4月以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する全ての事業場で新たな手続きが必要です。

2 新技術や新商品の研究開発に従事する労働者の取扱い

※ 以下の内容は、スタートアップ企業に限らず、一般の事業場においても関連するものです。

(1) 「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」への該当性

「新たな技術、商品又は役務

の研究開発に係る業務」については、時間外労働の限度時間等の規定（時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間とする等）が適用されません。

この業務は、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務をいい、必ずしも本邦初といったものである必要はありませんが、当該企業において新規のものでなければならず、既存の商品やサービスにとどまるものや、商品を専ら製造する業務などは含まれません。

(2) 専門業務型裁量労働制の適用

専門業務型裁量労働制の対象業務に含まれる「新商品又は新技術の研究開発の業務」とは、材料、製品、生産・製造工程等の開発又は技術的改善等を行います。(1)と同様に、必ずしも本邦初といったものである必要はありませんが、当該企業において新規のものでなければならず、既存の商品やサービスにとどまるものや、商品を専ら製造する業務などは含まれないとされています。

〈医療保険制度〉

令和6年10月以降の選定療養

令和6年10月から、医薬品の自己負担に関し、新たな仕組みが設けられました。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金の支払が生じます。

Q1 特別の料金とは？

A 先発医薬品と後発医薬品^(※)の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

Q2 なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか？

A 保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国により、価格の安い後発医薬品への置き換えが進められています。

そのため、医療上の必要性がある場合

等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、負担を求められることとなりました。

Q3 どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか？

A 例えば、使用感や味など、薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」の負担が生じます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合にも「特別の料金」が発生しますか？

A 流通の問題等により、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合は、「特別の料金」を支払う必要はありません。

本制度および後発医薬品との価格比較リスト等の情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

フリーランスの労災特別加入

労災保険は、本来は労働者の保護を目的とした制度のため、事業主、自営業者など労働者でない者は、保護の対象とはなりません。しかし、労働者でない者の中には、業務の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することがふさわしい者がいます。

フリーランスの労災特別加入は、本来は労働者の保護を目的とした制度のため、事業主、自営業者など労働者でない者は、保護の対象とはなりません。しかし、労働者でない者の中には、業務の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することがふさわしい者がいます。これらの方に対して、特別に任意加入することを認め、労災保

2月の労務ピックアップ

労働保険料等の口座振替納付手続き

労働保険料等の口座振替納付は、労働保険料等を届出のあった口座から引き落とし、納付をするものです。

口座振替納付の場合、全期または第1期の納付日（引落日）が「9月6日」となり、本来の納付日（7月10日）より約2か月のゆとりができる点がメリットの1つです。

第1期から口座振替納付に切り替えるときは、2月25日までに申込みをする必要があります。

所定の申込用紙を金融機関の窓口へ提出し、1度申込みをすれば翌年以降は提出をする必要がありません。申込用紙の入手は、お近くの労働局・労働基準監督署の窓口にて、または、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

なお、延納（分割納付）の申請をし、第2期から口座振替納付にするときは8月14日、第3期から口座振替納付にするときは10月11日が申込締切日となります。